

# 国民経済計算審議会基礎資料

## 投資部会関係

昭和40年3月

経済企画庁経済研究所国民所得部

## 目 次

概念・表章形式関係 .....	1
「国民所得勘定における投資支出の問題点」に関する中間結果一覧表（投資部会資料 No. 2-1） .....	3
総資本形式の表章形式と推計方法について（投資部会資料 No. 3-1） .....	16
推計方法関係 .....	29
国民所得勘定における投資推計の問題点（投資部会資料 No. 1-1） .....	31
コモディティ・フロー法による国内総固定資本形成の推計方法とその問題点（投資部会資料 No. 4-2） .....	41
コモ法による総固定資本形成の推計方法とその問題点（別表）（投資部会資料 No. 4-2） .....	136
総固定資本形成の推計結果（30～37年度）（投資部会資料 No. 5-1） .....	185
国内総資本形成の推計結果（30～37年度）（投資部会資料 No. 6-1） .....	195
国内総固定資本形成推計値の検討について（投資部会資料 No. 7） .....	215
資本形成推計値の検討について、付録（投資部会資料 No. 7） .....	237
資本形成推計値の検討について（投資部会資料 No. 8-1） .....	243
個人企業（製造業、卸小売業）在庫投資推計の検討（投資部会資料 No. 7-2） .....	258
在庫品評価調整の試算（投資部会資料 No. 5-2） .....	262
在庫品評価調整の試算（33～37年度）（投資部会資料 No. 6-2-1） .....	278
たな卸方法別法人在庫在庫残高分析の推計（投資部会資料 No. 6-2-2） .....	297
在庫品評価調整の試算（30～37年度）（投資部会資料 No. 8-3） .....	307
国内総固定資本形成のデフレーター〈デフレーター分科会資料集参照〉	

産業連関表との関係	315
国民所得勘定の投資支出の改善について (投資部会資料 No.1-2)	317
— 特に産業連関表との統合に関連して —	
産業連関表との調整状況 (固定資本形成および在庫投資) (投資部会資料 No.3-2)	319

概 念 · 表 章 形 式 関 係

「国民所得勘定における投資支出の問題点」に関する中間結果一覧表

(投資部会資料 No.2-1)

問題点	問題の要点	国民所得現行方法または今回の改訂作業	国連方式	I O表方式	参考意見
I 推計方法全体を通ずる問題点	<p>(詳細は投資部会資料No.1-1「国民所得勘定における投資支出推計の問題点」参照)</p> <p>(1) 投資支出の推計方法は人的方法、物的方法の両者に大別されるが、これまでもつばら人的方法による推計が行なわれ、別途物的方法による推計が実施されるに至らなかつた。そのため、推計結果の信頼性について多面的検討がなされず、表章形式の分類項目について多くの不備・欠陥が残されていた。</p> <p>(2) しかしながら、推計方法の適否に関しては、人的方法、物的方法ともにそれぞれ長短があるので、現行の人的方法による推計の改善とともに、物的方法による推計の開発が必要である。</p>	<p>これまで、とつばら企業統計の利用による人的方法によつていた。</p> <p>人的方法の改善とともに、別途事務局でコモ法方式を考察・設定し、物的方法による推計を</p>	<p>支出接近法(人的方法)、コモ法等(物的方法)のいずれも提案されている。それらの採用のしかたについては、各国の基礎資料その他の事情によって考慮されるべきである。</p>		<p>○ さきの国民経済計算調査委員会の報告においても、物的方法による推計の実施が重点的に提案されていた。</p>

問題点	問題の要点	国民所得現行方式は今回の改訂作業	国連方式	I.O.表方式	参考意見
<p>II 概念定義に関する問題点</p> <p>(1) 資本支出と経常支出の区分</p>	<p>(3) それとともに、入的方法、物的方法の両者による推計結果の斉合性はN.I勘定とI.O表との統合に通ずる問題であるので、両者による推計結果の信頼性を正しく判断し、それらの計数上の一致をどの程度にまで要請するかが実際の解決を求められる最後の問題点である。</p> <p>(原則として国連方式が基準となっているが、実際の適用となると、はつきりしない問題が生ずる。)</p> <p>概念的には、耐用年数ノ年以上の耐久財の取得および耐用年数を伸ばすかもしくは価値を増すような改良・改造に対する支出はすべて資本支出、そうでないも</p>	<p>はじめて試みることにした。(投資部会資料No.1-2およびNo.1-3参照)</p> <p>試算結果の総括的比較(投資部会資料No.2-2参照)</p> <p>現行推計では、基礎統計(法人企業統計等)の関係から、企業</p>	<p>概念上の原則的統一的基準の採用が望ましいけれども、それ</p>	<p>I.O.表方式</p> <p>物的方法により、品目別に生産統計により推計する方式をとる。</p> <p>国連方式の考え方を基準としている。ただし国民所得の現行</p>	<p>参考意見</p> <p>○ 原則的な区分は理論上考えられても、実際的には困難であるので、採用される推計方式によってそれぞれとりきめるほかない。すなわ</p>

問題点	問題の要点	国民所得現行方式または今回の改訂作業	国連方式	I.O.表方式	参考意見
i) 修理補修	<p>のは経常支出と考えられるが、その実際の区分となると、具体的な判定基準を求めるとは困難である。</p> <p>なお、これは所得面の推計にもウラハラの影響を与える問題である。</p>	<p>の会計実務ないし税法上のとりきめによって異なる。</p> <p>維持修繕目的に対応する支出</p>	<p>は極めて困難であるので、実際的には企業の会計実務上の取扱いの受入れが便宜かつ必要である。</p> <p>恒常的修繕の状態とその資産を維持するために必要とされる限度以下の支出</p>	<p>方式ないし企業の会計実務に準じ、単価ノ万円未満の耐久財の取得は除く。</p> <p>維持補修に使用されるとみられる品目を送定し、その使用割合を推定して推計にすることになる。</p>	<p>ち、企業統計を利用する人的方法の場合は企業会計のわくにしばられざるを得ず、ゴモ法中心の場合は品目の送定および配分のとりきめによって、約束として、区分するほかあるまい。</p> <p>同上に準ずる。</p>
ii) 取替資産の取替	<p>取替資産（例：レール、配線など）の新規取得および改良・改造はもちろん資本支出に含められるが、くり返し行なわれる部分的取替の場合、資本支出とすべきか、経常支出とすべきか。</p>	<p>企業の会計実務では、取替法によるいわゆる取替修繕として経常支出に含めている。（35年度取替修繕）</p> <p>（別）</p> <p>国鉄会計 21.7</p>		<p>物的方法の建前から資本支出に含まれる。</p>	<p>○ 通常の修繕とは異なるものであり、またかなりの金額にのぼるのであるため、資本支出に含めるべきである。</p> <p>○ 同一種類、同一品質の部品の場合同一目的のための経常的取替であり、</p>

問題点	問題の要点	国民所得現行方式または今回の改訂作業	因連方式	I.O.表方式	参考意見
(2) 長期建設工事に関する投資支出の把握の時期	1年以上の長期にわたる建設工事を投資支出として把握する時期区分は工事進捗ベースによるべきか、もしくは竣工ベースによるべきか	電力公社 9社計 億円 19.6 私鉄 7.1 電々公社 9.8  企業会計の建設仮勘定に計上の時期によって異なるので進捗ベースに近い。	進捗ベースによっている。	I.O.表方式	その資産の価値や耐用年数を増すものでないのに、経常支出とした方がよい。また、これを資本支出として取扱うべきこととすると、G.N.P.の大きさの及ならず、減価償却引当ひいて法人所得の計算に影響を与えるという点からも、経常支出として取扱う方がよいと思われる。(小教意見)  ○ 国民所得勘定の理論のうえから、また需給分析に利用するうえから、当然進捗ベースを適当とする。 (有力意見)
(3) 重建設工事の取扱	重建設工事の仕掛工事の諸建物については設備投資に含めることに異論はないが船舶、重電気機械等の仕掛工事については、設備投資に含めるか、在庫投資に含めるかが問題となってきた。	重建設工事のすべてを設備投資に含めている。	以前は重建設工事のすべてを設備投資に含めていたが、1961年S.N.Aの改訂において、建物の及を設備投資	因連方式に準ずる。	○ 重建設工事は、建物のみならず船舶、重電気機械なども元来設備投資目的をとって建設途上のものであるから、すべて設備投資に含めるべきである。とくに、その資産取得、使用を目的とする企業主体から考えて、外注工事も自家建

問題点	問題の要旨	国民所得現行統計または 今回の改訂作業	国連方式	I.O.表方式	参 考 意 見
(4) 民間非営利 団体	<p>非営利団体の投資支出については、従来基礎資料などの関係から推計済れとなっているが、これを推計するとなると、非営利団体の概念上の範囲や分類が問題となる。</p> <p>国連方式のように二者に分けると、家計にサービスを提供するものの投資支出は個人(家計)部門に準じ、建物のみが投資支出の範囲に含まれることに限定される。</p>	推計済れ	<p>に含めることとした。</p> <p>非営利団体を営利を目的としない民間団体と定義し、それを家計にサービスを提供するものと企業にサービスを提供するものに分類する。</p>		<p>設るかわりなく、特定の固定投資目的のために建設途上のものであるから、在庫投資とは考えられない。(有力意見)</p> <p>○ 非営利団体を国連方式のような二者に分類することは、データの薄弱なことや、また団体の性格・組織・事業内容などからみて、はっきりかりわけることのできないものが多いと考えられるので、むしろ二者に分けることはさげ、一部門として把握することが望ましい。</p>
(5) 個人住宅	<p>現行国民所得統計に表章されている個人住宅の概念上の範囲は個人の所有する住宅に限られており、法人や政府の所有する社宅や公務員宿舍などが含まれてなく、居住用住宅の全部に見合うものでない。そのため、統計利用上誤解や混乱を招いている傾向がある。</p>	<p>所有主義により個人の所有する居住専用建物および居住・産業併用建物の居住用部分を含んでいる。</p>	<p>居住用建物のすべてをとらえている。</p>	<p>居住用建物をとらえるが、個人住宅としてとくに表章しない。</p>	<p>現行の表章形式における個人住宅の概念上の範囲は現行のままでそれなりによく、また必要であるが、これとは別に居住用建物のすべてについてとらえることが是非必要である。</p>

問題点	問題の要点	国民所得現行方式または 今回の改訂作業	国連方式	I.O表方式	参考意見
<p>Ⅲ 推計方法の技術的具体的問題点</p> <p>(イ) 人的方法による現行推計の問題点</p>	<p>現行推計の人的方法による推計の基本的問題点は、企業の経理処理のゆがみや申告の過小などの影響を免がれ難く、基礎資料の欠如している部門について推計誤れを残していることであるが、それらの問題点を具体的にとりあげればつぎのようである。</p> <p>(α) 設備投資支出</p> <p>(イ) 個人住宅の過小推計に対する修正 (現行推計は建築動態統計の補正率を従来3割増と見込んでいたが、これはかねてから過小とされていた)</p> <p>(2) これまで推計誤れの非営利団体の設備投資支出の把握</p>	<p>国内民間総資本形成改訂による修正増 2,001 億円 (5.2%) 増</p> <p>今回の改訂では、補正率を約7割増とした。 35年は69%増 改訂による修正額 929 億円 (28.6%) 増 改訂による修正額 810 億円 (100%) 増</p>		<p>木造建物については約1割増した修正</p>	

問題点	問題の要点	国庫所得の現行方式または今回の改訂作業	国運方式	I.O.表方式	参考意見
(2) 物的方法による推計の開発	(3) 法人の設備投資の推計方法の改善による過去年次の推計の修正	改訂による修正額 419億円			○ 事務局提案のコモ法推計方式は方式としては精緻に考えられており、妥当である。
		(2.4%) 増			
	(4) これまで推計済みの年間新設法人の設備投資支出の把握	改訂による修正額 306億円			
		(1.2%) 増			
	(5) これまで推計済みの個人サービスの設備投資支出の把握	改訂による修正額 368億円			
		(12.0%) 増			
	(6) 個人企業の設備投資の推計方法の改善による過去年次の推計の修正	改訂による修正額 132億円			
		(4.3%) 減			
(6) 在庫投資支出					
(1) 法人企業の在庫投資による過去年次の推計の修正	改訂による修正額 161億円	(3.0%) 増			
(2) 個人企業の在庫投資の推計方法の改善による過去年次の過大推計修正	改訂による修正額 1,060億円	(62.1%) 減			
物的方法による投資支出の推計方法としては、コモディティ・フロー法が代表的なものとしてあげられるが、これまで	事務局においては、コモ法の推計実施を企図				

問題点	問題の要点	国民所得の推計方式は今回の改訂作業	国連方式	I.O.表方式	参考意見
	<p>基礎資料の入手事情や作業量その他の関係から、毎年経常的に行なわれる推計作業で採用されるまでに至らなかった。</p> <p>しかし、投資支出推計の改善整備、さらにN.I勘定とI.O表の総合のうえからコモ法による推計が是非とも要請されるに至った。</p> <p>しかしながら、コモ法には一般的にいつて、つぎにあげる問題点があり、これらについての適切な処理が必要である。</p> <p>(1) 投資支出の対象として把握すべき資本財の品目の選定</p> <p>財貨のすべての品目を資本財、中間生産財、消費財のいずれかの一つに単純に分類することは困難で、一部の品</p>	<p>するにあたり諸外国およびわが国の既往の推計方法を参照検討し、とくに考案したコモ推計方式案をオノ回投資部会に提案報告した。</p> <p>(投資部会資料No.1-3「コモ法による設備投資推計方法とその問題点」参照)</p> <p>コモ法試算結果(別紙参照)</p> <p>今回の作業においては、資本財の品目選定にあたって、あらゆる角度から検</p>		<p>生産物につき品目別に各省担当課で推計を行なうが設備の支出については、国民所得事務局方式のように精緻には行なわない。</p> <p>「昭和35年産業連関表、資本形成に <i>out put</i> される品目について」(</p>	

問題点	問題の要点	国民所得の現行試案は今回の改訂作業	国連方式	I.O表方式	参考意見
	<p>目については、統一的な基準によってある程度断定的なとりきめを行なうほかない。</p> <p>(2) 部品重複率や用途別振り分け率出荷から最終需要に至る財貨の流れの追求過程で部品の重複や完成財の用途別(営業用、家計用等)の比率を求めること。</p> <p>(3) マージン率・運賃率・据付費</p> <p>これらの適用を受ける対象となる出荷額または売上額などの対応関係にズレを伴いがちである。</p>	<p>討し、またI.O作業担当の各省専門担当者との協議のうえ、でき得る限り入念に検討をつくした。I.O表方式の項参照。</p> <p>これらの比率の適否が推計結果の信頼性の判定のうえに検討を要すべき最大の問題点と思われる。</p> <p>設備投資(建設以外の)については通産省の特別調査の利用にあたって、通産運輸の各省専門担</p>		<p>I.O表方式(通産省)によるこの作成については、行管を中心に経企はじめ各省の検討協議によった。</p>	

問題点	問題の要点	国際比較の現行方式は今日の改訂作業	国連方式	I.O.表方式	参考意見
<p>Ⅲ 勘定体系と表章形式</p>	<p>(4) 推計時期の遅延</p> <p>コモ法による本格的推計は基礎資料の入手の遅延や作業量などの関係からかなり遅延(2〜3年)するので、基準年次について行なうほかない。</p> <p>早期推計のためには、簡易な方法あるいは関連指標により延長する方法をあわせて研究する必要がある。</p> <p>現行勘定体系における資本形成については国内ベースによつてとらえられ、設備投資と在庫投資の二つに大別され、主体別(すなわち個人、法人企業、個人企業、政府別)に表章されているが、産業別、資産種類別に分類されてなく、経済分析上、国際比較上大きな制約となっている。</p>	<p>当者と十分に協議検討した。</p> <p>現行の勘定体系の表章形式とそれらの改訂案については別紙参照</p> <p>(産業別分類)</p> <p>産業別に積上げる方法もなく推計された総額を別途求めた構成比により分割</p>	<p>主体別、産業別資産種類別に分類</p>	<p>産業別(生産者)分類</p>	<p>○ 各推計方法の推計結果の不突合はそのまま提示し、他の諸項目に割り振るなどの調整はできるだけさしひかえること。</p> <p>○ 内容分類はできるだけ細かく表章して、経済分析のための利用に供すること。</p> <p>国際比較のために、国連方式のほか、英米その他主要諸国の比較が可能になるように分類すること。</p>

問題点	問題の要点	国連方式 I.O表方式	国連方式	I.O表方式	参考意見
		<p>国連方式の現行方式は今回の改訂作業</p> <p>する方法によつて可能産業別精度はやや落ちるが止むを得ない。 (資産権類別)</p> <p>入的方法においては法人企業に関するデータが利用されるのみ。したがって全体については極めてラフな分割方法が考えられるのみ。とくに政府部門については基準年次について別途大作業を要し、通常年次については、簡便法を考慮する必要がある。</p>			

問題点	問題の要点	<small>国民所得の現行方式は 今回の改訂作業</small> 物的方法によ	国連方式	I.O.表方式	参考意見
IV基礎統計資料 の体系的整備	<p>投資支出の推計に関する基礎資料は必ずしも少なくないが、その精度はまちまちで、十分でないものが多く、また空白部分も相当にある。したがって基礎統計資料の不備や不足を補ない、投資諸系列の推計を改善するためには、基礎資料の全般にわたる体系的な見地から整備改善する必要がある。</p> <p>(詳細については、投資部会資料No. 1-2参照)</p>	<p>つては品目別に推計されるので資産種類別に組替可能</p>			

( 付 表 ) 国内総資本形成の主体別、産業別、資本財種類別分類表 ( 投資部会案 )

現 行	主 体 別	産 業 別 ( 購 入 者 )	資 本 財 種 類 別 ( 品 目 別 )
国内民間総固定資本形成	民間総資本形成	総固定資本形成	総固定資本形成
個人住宅	個人住宅	農林水産業	土地 ( 造成改良等 )
生産者耐久施設	民間非営利団体	鉱 業	建 物
法人企業	生産者耐久施設	建設業	住 宅
個人企業	法人企業	製 造 業	非 居 住 用
	個人企業		構 築 物
	民間非営利団体 II		械 械 装 置
在庫品増加	在庫品増加		輸 送 用 機 器
法人企業	法人企業	商 業	
個人企業	個人企業	卸 売	器 具 備 品
		小 売	建設仮勘定
		運輸通信公益事業	大 動 植 物
政府資本形成	政府総資本形成		
	総固定資本形成	不 動 産 業	
	中央政府	金融保険業	在庫品増加
	一般行政	サービス業	製 品 高 品
	政府企業	一般行政	仕 掛 品
		住宅所有	原 材 料 品
	地方政庁		貯 蔵 品
	一般行政	在庫品増加	
	政府企業	農林水産業	
		鉱 業	
	在庫品増加	建設業	
	中央政府企業	製 造 業	
	地方政府企業	商 業	
		卸 売	
		小 売	
		運輸通信公益事業	
		不 動 産 業	
		そ の 他	
国内総資本形成	国内総資本形成	国内総資本形成	国内総資本形成